

# 復興都市計画のあり方

松 島 謙 吉

そこで、本稿では、震災法体系を概観し、その体系のなかでの震災復興法を位置づけた後、今日まで余り報道されていないこうした自治体の復興への動きについて紹介することにする。

なお、大阪府の北部地域では、かなり大きい被害をうけたにもかかわらず、テレビ、新聞等の報道が神戸市を中心いて兵庫県南部地区に集中し、余り大きく取り扱ってもらえない、これが救援活動等のおくれにながつたのではないかという危惧から「兵庫県南部地震」という呼称に抵抗を感じ、「阪神・淡路大震災」、「関西大震災」という言葉を意識的に用いる観がないではないかといふ。

因みに、大阪府下の被害状況は平成七年三月二九日現在で、人的被害死者二一名重傷者一〇〇名、軽傷者一、八二九名、住家の大半が倒壊された。このうち、震災による人命や社会的価値が破壊される被害の状況をさしていふものである。この点については、参

## リスト

### 一

平成七年（一九九五年）一月一七日午前五時四六分五二秒に起きた「平成七年（一九九五年）兵庫県南部地震」は、マグニチュード七・二——マグニチュード七以上の中でも最大震度六以上を記録するものであり（一）、兵庫県下の神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、明石市、三木市、洲本市、津名町、淡路町、北淡町、一宮町、東浦町、五色町、西淡町、三原町、南淡町、緑町、大阪府下の豊中市、大阪市、池田市、吹田市、箕面市等に未曾有の被害（二）を与えた。そうして、今なお、余震が続いている

（1）その後、気象庁の地震機動観測班の現地調査により、神戸市須磨区鷹取、長田区大橋、兵庫区大開、中央区三宮、灘区六甲道、東灘区住吉、芦屋市芦屋駅付近、西宮市夙川、宝塚市の一部、淡路島北部の北淡町、「一宮町」、津名町の一部は震度七と判定された。

（2）「地震」という言葉と「震災」という言葉とは、本来異なるものであり、前者は発生源又は地面の動きといった自然現象をさし、後者はその地震による人命や社会的価値が破壊される被害の状況をさしていふものである。この点については、参

六棟（五万四、八八六世帯）に及んでおり、避難状況も一月一八日のピーク時には、七九箇所、三、六二〇名を数えている。

### 二

わが国は環太平洋地震帯に位置する世界有数の地震国であり、エネルギー量からみて、全世界で発生する地震の約一割がわが国周辺で発生し、関東大震災（M七・九、死者一四万二、〇〇〇余人）をはじめ、死者・行方不明者数一、〇〇〇人をこえるものだけでも、昭和二〇年一月一三日の三河地震（M七・一、一、九六一人）、昭和二一年一二月二一日の南海地震（M八・〇、一、四三人）、昭和二三年六月二八日の福井地震（M七・一、三、八九五人）等

による震災で常に大きな被害をうけている。しかも、その後、人口、資産、経済活動の集中・集積が急速に進んでいる。わが国の都市部では、可燃性建築物の集積、交通のふくそく、危険物の集積等防災対策をめぐる多くの課題が内在し、しかも、多くの都市地域が地震発生のおそれの大いい地域に位置していることから、地震が発生した場合、被害は甚大且つ広範なものとなることが予想されていた。しかも、この二、三年間でも、平成五年一月一五日の釧路沖地震（M七・八）、同年七月一二日の北海道南西沖地震（M七・八）、平成六年一〇月四日の北海道東方沖地震（M八・一）、同年一二月一八日の三陸はるか沖地震（M七・五）等の地震が頻発し、いつ、どこで大規模な地震が起きても、おかしくない状況にあつた（<sup>1</sup>）。

それでは、こうした状況に対応し、どのような震災法があり、これにもとづいて、どのような震災対策が講じられていたであろうか。殊に阪神地区はどうであつたのだろうか。

「震災」は災害対策基本法に所謂「災害」にふくまれるところから

（同法二条一号）、震災法は災害法の一部を形成するものと位置づけられ、災害対策基本法の構成に従つて、「震災対策組織法」と「震災対策作用法」とに二分し、更に、後者を震災を未然にあせぐ、「震災予防に、その被害の拡大を防ぐ「震災応急対策法」、災害による被害の復旧をはかる「震災復旧法」に三分するのが常識的であろうか（<sup>2</sup>）。

そこで、震災予防法についてみよう。今日では、両者を明確に区別することはかなり困難になつてゐるが、一応震災についても、その発生原因により「自然的災害」と「人為的災害」とにわけることができよう。自然的災害については、国土保全の見地から、すでに明治時代から、所謂「治山三法」が制定されてきたところであるが、戦後においては、更に整備され、「国土総合開発法」のもと、「河川法」「海岸法」「砂防法」「森林法」「治山治水緊急措置法」「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国財政上の特別措置に関する法律」等の諸法が制定・改正され施行されていたし、人為的災害についても、都市計画法、建築基準法、土地区画整理法、都市再開発法、消防法等のなかに、地震被害の防止＝震災予防のための規定をみいだすことができるよう。そうして、さらに、「大規模地震対策特別措置法」も制定・施行されていた。そこで、阪神地区においても、府県レベル、市町村レベルでの地域防災計画は策定されいたし（<sup>3</sup>）、地方防災会議も経験するものであった。また、都市計画法、建築基準法、土地区画整理法、都市再開発法を援用し、公共施設の整備、建築物の建築その他の土地利用規制、用途地域制、特別防災地域

も、都市計画法、建築基準法、土地区画整理法、都市再開発法、消防法等のなかに、地震被害の防止＝震災予防のための規定をみいだすことができるよう。そうして、さらに、「大規模地震対策特別措置法」も制定・施行されたから、被害が広がつた。「関西は地震に対しては、無警戒であったから、被害が広がつた」との分析が行われる所以である（<sup>6</sup>）（<sup>7</sup>）。

そこで、震災復興にあつては、今度の経験にもとづき、まず、震災に強い安全な街づくりが志向されることになった。その際、都市計画によって、安全性が不可欠の基本的な条件であることから、現行都市計画においても、都市計画制限、都市計画事業等について、その為の規定が設けられているので、この点に着目し、土地区画整理事業、市街地再開発事業、地区計画等の整備手法を用いて安全で快適な街づくりを計画的にすすめてゆくことにし、その復興計画の策定をいそぐとともに、それまでの間の無秩序な建築物の建築を防止するため、建築基準法八四条にもとづいて建築制限を加えたというものが現状である（<sup>8</sup>）。こうした

神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県にとどまるものであつただけに（<sup>5</sup>）、阪神地区では、台風、豪雨、大規模火災等にくらべ、その確率の少ない地震については、その対策は極めて不十分である（<sup>6</sup>）（<sup>7</sup>）。

しかし、有史以来、数多くの地震が関西地区を襲つていたにもかかわらず、明治以降、人びとの記憶に残るような大地震を経験していなかつた阪神地区の多くの人びとは、来るべき地震は関東・東海地方を想定した「東海地震」とみており、現に、大規模地震対策特別措置法は「東海地震」を念頭に制定されたものであり、「地震防災対策強化地域」も、

神戸市、西宮市、芦屋市、宝塚市等の動きについては別稿が予定されて

いるので、本稿では、それ以外の自治体の取組みについてみてゆくことにする。

(1) たとえば、建設省監修・平成六年版日本の都市（特に四五二頁以下）は、こうした警鐘を鳴らすものであり、総務庁行政監察局編・震災対策の現状と問題点では、この種の危機感から、都市防災に関する調査結果を踏まえ、震災対策の強化を訴えるものであった。

(2) 川上幸郎「災害対策立法の概観」（四三七号）は、「災害対策立法を『災害予防に関する法令』」「災害応急対策に関する法令」「災害の復旧に関する法令」に三分され（四三頁以下）、浅野直人・細野光弘・齊藤照夫・環境・防災法は「防災行政」を、「災害予防」「災害応急対策」「災害復旧」と三分されている（四三五頁）。ただ、室井力「災害と行政法」法律時報四九四号は、「災害行政を、災害を未然に防止する災害防止行政、災害が発生した場合の緊急対策・復旧対策および災害による被害者の迅速かつ完全な救済ならびにそれらの行政措置を適切に講ずるための不断の調査研究に分けることができる」（四五頁）と主張している。

(3) たとえば、大阪府においても、地域防災計画は既に昭和三九年五月二六日に作成され、その後、既に一六回におよぶ修正をへて今日にいたっている。平成六年八月一九日の修正にかかる最新の計画は、紀伊半島沖を震源とする（大阪市中心部から一四〇キロメートル）震度五・六（マグニチュード八・〇一八・四）冬の夕食時を被害発生時とし、被害の概要を木造建物全壊

棟数一万四、八一七棟、木造建物半壊棟数三五六、〇〇七棟、出火件数四六三件、延焼火災件数七八八件、焼失棟数一万余、延五〇三棟、罹災人口約七九万人と想定するものであった（大阪府防災会議・大阪府地域防災計画三〇頁）。なお、この計画は今回の阪神大震災の経験をふまえ、大幅な改定中のことである。また、大阪市でも、昭和四〇年に地域防災計画が策定され、以後一四回の修正を重ね、今日の平成五年の計画にいたっているが、ここでも地震による災害をあけ、地震の規模を震度五・六、（1）紀伊半島沖・大阪から一二〇—二五〇キロメートル、マグニチュード八・〇一八・四（2）攝津河内大和地方、大阪から二〇一四〇キロメートル、マグニチュード七程度（3）京都近江地方、大阪から六〇一〇キロメートル、マグニチュード七・五程度、この地震による建築物の損壊、地震に伴う火災、津波等を想定した防災計画をたてていた（大阪市防災会議・大阪市地域防災計画）。なお、防災計画等については、参考、消防庁防災課編・災害対策基本法（三六頁以下）。

(4) これらの点については、遠藤博也「災害と都市計画」法律時報四九四号四八頁以下、今井実・長谷川義明・橋崎泰道・都市防災七一頁以下に詳しい。

(5) この点については、参考、大規模地震対策研究会編著・詳解大規模地震対策特別措置法一七頁以下、震災対策研究会編著・宮城県沖地震と大震災対策二一〇頁以下。

(6) 元神戸市長宮崎辰雄氏は「個性的なまちづくりをめざして」（KIDS一〇号）のなかで、「まず、都市の直下型地震が起ころなど想像していなかった。そこに

油断があつたという批判もある程度やむをえないことだと思う」（八頁）「神戸には地震は来ないだろうというのが一般的な意見見だつた。……だから、もう少し手を加えておれば、多少は被害を小さくできる点もあつた」（九頁）と反省され、征木翔氏も「列島震断」のなかで「阪神地方を直下型の大震災が襲うことなど、気象庁や地震予知連絡会あるいは地震学者すらしてはいなかつた。それだけに関西地方の人たちの辞書にも大地震の項はなかつたのだ」（一〇八一九頁）と指摘されている。なお、参考照、週刊朝日臨時増刊一九九五年三月一五日号・大震災サバイバル・ミニュアル・関西に大地震はないの迷信はなぜ生れたのか九〇頁以下。

(7) 震災応急対策法制はかなり整備された分野であり、震災の発生を防御し、その被害の拡大を防止するための応急措置を定めた消防法、水防法等の体系があり、その組織法に消防組織法等、被害者に対する応急援助を規定する災害救助法、水難救助法等がある。また、緊急輸送の確保等についても、道路法、道路運送法、海上運送法等もあげられよう。

これに反し、震災復旧法では、今回の「阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律」、「被災市街地復興特別措置法」が制定されるまで、直接、街づくりについて定めるのはなく、専ら、公共施設や私有財産の災害復旧に関する国の負担とする」（筆者傍点）と定め、被災市街地復興特別措置法第四条では、「国及び地方公共団体は、この法律に規定する大規模な火災・震災その他の災害を受けた市街地の緊急かつ健全な復興を図るためにの施策の策定及び実施に当たっては、地域における創意工夫を尊重し、並びに住民の生活の安定及び福祉の向上並びに地域経済の活性化に配慮するとともに、地域住民、民間事業者等の理解

(8) この点については、参考、近畿弁護士連合会編・地震に伴う法律問題三〇三頁以下。

と協力を得るよう努めなければならぬ」(筆者傍点)と規定している。このように、今度の震災復興については、当然のことながら、安全な街づくりが、まず第一の目標にかけられるとともに、その街づくりにあたっては、地域自治体の創意工夫や住民の意向が十分に反映された地方主導の個性ある住民参加の街づくりが期待されている。

(一) 大阪市 大阪市の周辺には、有馬・高槻・六甲断層帯が走っており、平成六年一月には、兵庫県猪名川町に群発地震が発生したことから、環境基本条例に関する答申案の作成を求められていた大阪市環境審議会総合部会は、今回の大震災の起きた前、平成六年一二月五日の中間答申において「市の基本条例に掲げるべき環境政策の basic 理念」として、まず冒頭において「(1) 安全で健康な環境づくり」をあげ、「すべての市民が安全に生活できる都市を確立し、市民が健やかでうるおいとやすらぎのある都市の環境を確保し、将来にわたって享受できるようになければならない」と報告し、これをうけた同審議会は、その後の数回にわたる審議が大震災の直後で

あり、大阪市もかなりの被害をうけただけに、この点に議論が集中し、大いに論議された結果、平成七年一月二七日の答申において、その文言がそのまま踏襲されたばかりでなく、とくに「条例化にあたつては、安全な街づくりが不可欠である」との市長への申入れが行われた。そこで、平成七年三月一六日に制定された大阪市環境基本条例は、その三条一項で「環境の保全及び創造は、すべての市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない」と定めるとともに、その実現のために、環境基本計画の策定(八条)と環境影響評価の実施(一二条)を規定している。

ところで、「安全権」といった発想は、かなり以前から「環境権」とならんで構想されてきたところである。ただ、公害の防止、環境の保全・創造といったことが政治的にも行政的にも重視されてきた結果、両者の間にはかなりの差異があるにもかかわらず、「健康の保護」とい

れて論議されてきたきらいがある(1)。しかし、元来、「快適性」と「利便性」といったものは、「安全性」が確保されてはじめて、後に求められるものであつてみれば、安全性こそが常に問題処理の最優先順位に立つべきものであり、事実これまで当然の前提として取り扱われてきたのではないかと考えられる。日本国憲法一三条も「すべて国民は、個人として尊重される。生

命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」(筆者傍点)と規定しているのであるから、安全権は環境権にもまして、本条にその憲法上の根拠を求めることができよう。前示大阪市環境基本条例は、その前文で「すべて市民は、安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な都市の環境を享受する権利を有する」(筆者傍点)と定め、安全権を憲法一三条にもとづく憲法上の新しい人権の一つとして確認し、これを市民の権利として宣言することによって、この権利をたんなる憲法上の抽象的な権利にとどめず、「安全で健康かつ快適な生活

を営むことのできる良好な都市環境を確保することを、市のすべての施策の策定にあたつての責務として(四条)、さらにすすんで、その具体化としての環境基本計画の策定(2)、環境影響評価の実施(3)にあたつては、これらを、たんなる都市環境の整備という地域社会全体の利益を志向する公益目的に付随する反射的利益としてではなく、個々の市民の法的利権の実現のための施策を講ずることで、安全な環境を求める権利性を強調することによって、住民個々の法主体性を確保し住民参加の方向をも示すこととしている(4)。そうして現在、担当部局において、災害アセスメントや安全部面を考慮しての環境基本計画の策定がいそがれりるというのが現状である。

(二) 伊丹市 伊丹市も兵庫県南部地震により、かなりの被害をうけ(5)、現在復興にむけての動きが本格化しつつある。ただ、宝塚市の花の道周辺地区、西宮市の森貝地区、西宮北口駅北東地区ほどには、広範囲の連たんした多数の建築物の滅失がなかつたこともあり、また、規制ではなく協議と誘導による街づ

## リスト

くりを進めてゆくために、伊丹市は被災市街地復興特別措置法とは別に、市独自の行政事務条例として、「伊丹市震災復興緊急整備条例」(三年の时限立法)を平成七年三月二十四日に制定公布した。この条例は過去に例をみない甚大な被害を受けた伊丹市が、この震災の教訓を生かし、市長・市民・事業者が一丸となり、共働して(二条・四条乃至六条)、災害に強い防災を重視した活力ある市民参加の街づくりを志向するものであって(一条)、倒壊家屋等が多数存在している地域を「震災復興促進地域」、そのうち、とくに地震による被害が甚大で市民生活に多大な影響を及ぼし、早急に復興がいそがれている地域を「重点復興地域」に指定して(七条)、都市計画法の定める事業手法を通して、災害に強い良好な市街地を形成することを復興市街地整備の基本方針とするものである。

## (1) 重点復興地域

阪急伊丹駅周辺は鉄軌道・バス等の交通の結節点であり、商業の中心地であつたばかりでなく、文化的施設もかなり集積していた。しかし、阪急伊丹駅の倒壊をはじめ公共施設や建築物に甚

大な被害をうけ、市民生活に重大な支障を生じている。そこで、鉄道の早期復興と合わせて、この地区を「重点復興地域」に指定し、災害に強い中心市街地の街づくりをめざし、(1) 道路、駅前広場、駐車・駐輪場等の都市基盤施設の整備、(2) 鉄道・バス等の交通結節機能の強化、(3) 商業施設の強化による商業の活性化、(4) 周辺を含めた防火対策等を内容とする復興計画を策定し、都市計画法、都市再開発法の定める市街地再開発事業を通して面的な市街地整備をはからうとしている。

## (2) 震災復興促進区域

倒壊家屋等が集中し、復旧復興対策が必要な周辺の旧村落部を指定することが予定されており、大小二七の旧村落(旧伊丹郷町を含む)について基礎調査が終った段階である。この平成七年三月の「伊丹市震災復興促進区域基礎調査報告書」によれば、これらの村落は「街道型」「集落圈型」「折衷型」の三類型に大別されるが、いずれにも共通する一般的特徴として「① 道路が狭隘で道路網も

が大半である。④ 敷地規模が大きい」といった点があげられる。「また、景観的には独特の辻景観や伝統的な家屋、蔵、堀、門などが歴史的な趣をかもしだす地区が多く、伊丹市の個性を表す資源として高い評価が与えられている。さらに、旧村落では、一般に良好なコミュニティが継承され、村落ごとの連帯感が保たれている場合が多い」。つぎに、被害が与えられた場合が多い。そこで、緊急性(倒壊家屋等の解体処理の申出状況から、とくに大きな被害をうけたと認められる旧村落)必要性(災害に強い街づくりのうえ特に都市基盤整備の必要な区域で既存事業が着手されていない区域)効果性(一団のまとまりがあり、道路・広場等の整備効果が高いと認められる区域)の視点から、それぞれ

が大半である。④ 敷地規模が大きい」といった点があげられる。「また、景観的には独特の辻景観や伝統的な家屋、蔵、堀、門などが歴史的な趣をかもしだす地区が多く、伊丹市の個性を表す資源として高い評価が与えられている。さらに、旧村落では、一般に良好なコミュニティが継承され、村落ごとの連帯感が保たれている場合が多い」。つぎに、被害が与えられた場合が多い。そこで、緊急性(倒壊家屋等の解体処理の申出状況から、とくに大きな被害をうけたと認められる旧村落)必要性(災害に強い街づくりのうえ特に都市基盤整備の必要な区域で既存事業が着手されていない区域)効果性(一団のまとまりがあり、道路・広場等の整備効果が高いと認められる区域)の視点から、それぞれの問題が指摘されていた。震災を契機に、これらの課題を解決し、その安全性を高めてゆくためには、主要な道路の拡幅、中心後退の確実な実施、見通しの悪い辻部分における隅切りや広場の確保等そのそれぞれの地区の事情に応じたきめ細かい整備事業に着手されていらない区域」「一団の形状で概ね五ヘクタール以上のまとまりがあり、主街路上に被害が集中する区域」といった基準にもとづき選定し、荒牧、鴻池、西野、池尻、寺本の五地区を震災復興推進地域に指定すべきであると提言している。伊丹市では、この提言にもとづき、これらの地区が今なお從前からの地域的連帯感をもつ旧村落であるところから、地区住民との話合いを通して震災復興促進地区的指定をいそいでいる。そして、(1) これらの地区では、各敷地が広く居住水準も高いので、既成市街地における住環境整備事業のよう面的整備の必要性は少なく、道路や広場の単独整備をきめ細かく展開していくことが適当である。(2) これらの地区においては、消防車の通行も不可能な狭隘な道路が密集し、しかも木造住宅が大半で、オープンスペースも少ないため、従来から防災上の問題が指摘されていた。震災を契機に、これらの課題を解決し、その安全性を高めてゆくためには、主要な道路の拡幅、中心後退の確実な実施、見通しの悪い辻部分における隅切りや広場の確保等そのそれぞれの地区の事情に応じたきめ細かい整備事業に着手されていらない区域」「一団の形状で概ね五ヘクタール以上のまとまりがあり、主街路上に被害が集中する区域」といった基準にもとづき選定し、荒牧、鴻池、西野、池尻、寺本の五地区を震災復興推進地域に指定すべきであると提言している。伊丹市では、この提言にもとづき、これらの地区が今なお從前からの地域的連帯感をもつ旧村落であるところから、地区住民との話合いを通して震災復興促進地区的指定をいそいでいる。そして、(1)

は、ハード面の整備だけでなく、集落景観の保全や地域コミュニティの継承を図つてゆくことも重要であり、自治意識も地域的連帯感も強いので、住民主導型で街づくりを進めゆくことが期待できるところから、都市計画法の定める地区制度を活用し、災害に強い住民参加の地区計画を作成して、旧村落の特性を生かした個性豊かな町へと復興せしめるべきではないかと考えられている(6)。

(三) 大阪府 阪神・淡路大震災により、大阪府下においても、賃貸住宅の需要が急増したことから、一時賃料の便乗値上げの新聞報道があり、また今後、被災地から周辺地域への住宅やオフィスの代替需要の動向も不透明であったため、今回の震災が地価に及ぼす影響を見極め、今后の地価の動向を迅速かつ的確に把握する必要があった。そこで、大阪府では、独自に、不動産関係団体・不動産業者等へのヒアリング、事前確認物件に対する成約状況、不動産鑑定士へのアンケートといった調査を行うとともに(7)、地価動向関連情報の収集や災害救助法の適用を受けた府下四市(豊中市・池田市・吹田市・箕面市)での現地調査も行った。また、国土庁と合同で兵庫県とも緊密な連携をとりながら、豊中市・池田市・吹田市・箕面市を調査対象に、地元不動産鑑定士による土地取引等の状況調査、登記申請書・

土地登記簿等からの土地取引状況の把握、地元金融機関(大和銀行・三和銀行・住友信託銀行)からの震災前後のにおける土地関連融資の状況等の調査につとめた。その結果、「① 地価動向調査によると、震災前までは、住宅地は横ばい又は若干の下落、商業地は依然顕著な下落という傾向が続いているが、地価上昇には基本的に経済そのものの回復が必要であること。② 賃貸物件の需要が逼迫しているが、地域的且つ一時的の引上げの動きに対しても業界が組織的に自主規制を行っていること。

③ 兵庫県内被災者の大阪府域への代替居住地の購入の動きは、まだ少ないものと考えられる。また、被災者には高齢者や負債を抱えた者等が多く、新たに分譲物件を求めるケ

田市・箕面市)での現地調査も行つた。また、国土庁と合同で兵庫県とも緊密な連携をとりながら、豊中市・池田市・吹田市・箕面市を調査対象に、地元不動産鑑定士による土地取引等の状況調査、登記申請書・土地登記簿等からの土地取引状況の把握、地元金融機関(大和銀行・三和銀行・住友信託銀行)からの震災前後のにおける土地関連融資の状況等の調査につとめた。その結果、「① 地価動向調査によると、震災前までは、住宅地は横ばい又は若干の下落、商業地は依然顕著な下落という傾向が続いているが、地価上昇には基本的に経済そのものの回復が必要であること。② 賃貸物件の需要が逼迫しているが、地域的且つ一時的の引上げの動きに対しても業界が組織的に自主規制を行っていること。

③ 兵庫県内被災者の大阪府域への代替居住地の購入の動きは、まだ少ないものと考えられる。また、被災者には高齢者や負債を抱えた者等が多く、新たに分譲物件を求めるケ

ースは、資力のある一部の住民に限られると思われる。④ 業界は分譲物件の新規供給を差し控えており、買手も様子をうかがっていることから、土地取得を含めて当面は大きな動きはないと思われる。⑤ 府内の被災地域の復興においては、現在大規模な土地区画整理事業による復興事業が行われる予定もなく、復興後の土地価格が飛躍的に上昇するとは考えられない」といった理由から、

（1）つとに「安全権」を提唱された塚昭次教授、安全権の提唱・住宅政策・防災と法理論は、「安全は生活圏に対する物理的侵害が中心となるのに反し、環境の保護は生活圏に対する化学的侵害が中心となる結果、安全権はかけ崩れの補強とか危険家の取り壊しといったように、国や自治体に作為義務を課するものであるのに対し、環境権は汚染物質の排出を規制するといったように不作為義務を課するものであるといつたように権利行使の態様に差異を生じる。その結果、前者については、かなりの財政的ないし予算的措置を伴うことになるので、公法上の権利としての足場をもたなければ、その権利としての実現が弱くなるのではないか」(一九四頁以下)と指摘されている。また、室井・前掲諸説四六頁も、現行法制のもとでは、国や地方公共団体の防災上の不作為義務違反に対する訴訟可能性について、現行法上は広範な裁量権といふことで消極的に解ざされるえないもので、規制権限の整備——立法的解決を提言されている。大阪市の環境基本条例もこうした脈絡のなかで位置づけられるべきであろう。

（2）豊中市においては、環境管理基本方針・環境配慮指針の制定にあたって、まず地域環境の特性調査を行い、そのなかで自然環境をとりあげ、地形・地質・地盤の調査を実施し、土地条件図と地質図を作成。「大阪とその周辺で記録されている主要な地震には、M六—七程度のものが多く、概

1995.6.20 (No. 1070)

ね三三年に一回くらいの頻度で発生してお  
り、まれにM八・五前後の巨大地震も発生  
している。南部の軟弱な沖積平野部では、  
建物の構造形式によつては、前述の問題  
(「液状化現象」筆者註記)とあわせて大  
きな振幅の長周期振動による影響が考えら  
れる。しかし、近年の建築構造物の技術の  
高度化により耐震設計が進んでいたため、  
これまでの震災にくらべ、被害の程度は輕  
減することが考えられ、むしろ居住環境の  
視点からは過密化による二次的災害につい  
て検討する必要がある」(豊中市・豊中市  
の環境の現状と課題・平成元年一二月、二  
五頁)としている。そらして、この調査結  
果にもとづき、さらに、「一四四頁に及ぶ詳  
細な豊中市地盤図(豊中市一九九〇年三  
月、地盤環境調査報告書)を作成してい  
る。豊中市環境管理基本方針・環境配慮指  
針(平成五年三月)は「環境管理基本方  
針」に「望ましい環境像・環境目標」の  
「都市構造上の面」として「安全でゆとり  
のある美しいまちなみや歴史を思わせる都  
市空間があること」をあげ、その為の事業  
者向けの技術配慮指針として「掘削工事に  
伴う地盤変状の防止」「掘削工事に伴う地  
盤沈下の防止」「盛土工事に伴う地盤変状  
の防止」等の配慮項目を掲げ、前示地盤図  
にもとづき、こまかい配慮メニューを示し  
ながら個別具体的に行政指導を行つてい  
る。なお、豊中市においては、近く制定さ  
れる環境基本条例で、この環境管理基本方  
針・環境配慮指針――今回の震災の経験を  
もとに更に防災面での検討を加え改定の予  
定――に、その法的根拠を与えるとのこ  
とである。

(3) 今日、環境影響評価に関する条  
例・要綱や技術指針等においては、安全性

ね三三年に一回くらいの頻度で発生してお  
り、まれにM八・五前後の巨大地震も発生  
している。南部の軟弱な沖積平野部では、  
建物の構造形式によつては、前述の問題  
(「液状化現象」筆者註記)とあわせて大  
きな振幅の長周期振動による影響が考えら  
れる。しかし、近年の建築構造物の技術の  
高度化により耐震設計が進んでいたため、  
これまでの震災にくらべ、被害の程度は輕  
減することが考えられ、むしろ居住環境の  
視点からは過密化による二次的災害につい  
て検討する必要がある」(豊中市・豊中市  
の環境の現状と課題・平成元年一二月、二  
五頁)としている。そらして、この調査結  
果にもとづき、さらに、「一四四頁に及ぶ詳  
細な豊中市地盤図(豊中市一九九〇年三  
月、地盤環境調査報告書)を作成してい  
る。豊中市環境管理基本方針・環境配慮指  
針(平成五年三月)は「環境管理基本方  
針」に「望ましい環境像・環境目標」の  
「都市構造上の面」として「安全でゆとり  
のある美しいまちなみや歴史を思わせる都  
市空間があること」をあげ、その為の事業  
者向けの技術配慮指針として「掘削工事に  
伴う地盤変状の防止」「掘削工事に伴う地  
盤沈下の防止」「盛土工事に伴う地盤変状  
の防止」等の配慮項目を掲げ、前示地盤図  
にもとづき、こまかい配慮メニューを示し  
ながら個別具体的に行政指導を行つてい  
る。なお、豊中市においては、近く制定さ  
れる環境基本条例で、この環境管理基本方  
針・環境配慮指針――今回の震災の経験を  
もとに更に防災面での検討を加え改定の予  
定――に、その法的根拠を与えるとのこ  
とである。

例・要綱や技術指針等においては、安全性  
に関する項目が欠けているので、環境影響  
評価に関する準備書や検討結果報告書、評  
価書等において、これに論及するものは少  
ない。しかし、住民意見への解答、あるいは  
住民不安の解消のために、災害からの安  
全性について検討されることは少なくなか  
ったと考えられる。私の知るかぎりにおい  
ても、堺市環境影響評価専門委員会は昭和  
五九年九月の「関西電力(株)南港発電所に  
係る環境影響評価準備書検討結果」におい  
て液状化現象に対する住民の不安に答え  
て、「安全性の問題については、大阪府環  
境影響評価要綱の対象外であり、準備書に  
も記載されていない。しかし、市民の中に  
は、安全性を危惧する意見もあり、専門委  
員の調査の範囲外であるが、重要な問題で  
あると考えるので、別途検討が望まれる」  
とし、昭和六一年三月の「関西国際空港建  
設事業に係る環境影響評価準備書検討結  
果」においても、航空機の墜落による災害  
の不安を解消するために「航空機の運航の  
安全を優先すべきであり、これについて最  
大の努力が必要である。」と提言している。  
また、茨木市環境影響評価専門委員会  
も平成六年一二月の「安威川総合開発事業  
に係る環境影響評価準備書の検討結果報告  
書」において、「比較的近くに馬場断層が  
存在するため、ダムサイト周辺の断層が活  
断層であることも懸念されることから、事  
業者に見解を求めた。事業者は第四紀断層  
の位置については、事業の実施までに調査を  
行い、表層部の除去等適切な措置を講じる  
こと。また、貯水池周辺斜面について地震  
時の安定性を検討し、すべり破壊や崩落の  
可能性のある箇所については、事業の実施  
までに必要な措置を講じること。」事業  
の実施後、居住地域を中心に貯水池周辺の  
地盤水位及び地盤踏査等により第四紀層に変  
化しないことから、ダムサイトには数多く

の断層が存在するものの、活断層ではない  
としている。しかし、「今後、詳細設計、  
建設及び運用にあたっては、堤体及び周辺  
地域の地盤の安定性を図るために、以下の事  
項に十分に配慮する必要がある。(1) 堤体  
の物性値が確定した段階で、断面形  
状・ゾーニングを決定し、再度、力学的及  
び水理的安定性を検討すること。この場  
合、動的応答解析を実施し、地震時における  
堤体及び基礎地盤の安定性をより詳細に  
検討すること。(2) ダムサイトの地質、基  
礎地盤の改良方法、堤体材料の品質等を勘  
案して妥当な設計条件を設定すること。(3)  
ダムの基礎地盤特に断層・弱層及び高  
透水部の改良工法を十分に検討し、基礎の  
耐荷性、止水性を確保すること。(4) 洪水  
吐き周辺の岩盤状況についてさらに詳細な  
地質調査を行い、その結果を踏まえた詳細  
設計及び施工計画を作成することにより洪  
水吐き基礎・斜面の安定性を確保すること。  
(5) 掘削中のアベットメント及び底設  
監査廊設置のためのトレーンチ掘削時のダム  
基礎地盤の安定性を検討し、必要に応じて  
適切な処置を講じること。(6) 付替道路、  
左岸道路等並びに橋梁基礎についても、事  
業の実施までに、計画路線周辺等において  
地質調整を行い、周辺地盤の安定性を検討  
し、必要に応じて適切な処置を講じること。  
(7) 滝水位以下の崩落の可能性のある  
箇所については、事業の実施までに調査を  
行い、表層部の除去等適切な措置を講じる  
こと。また、貯水池周辺斜面について地震  
時の安定性を検討し、すべり破壊や崩落の  
可能性のある箇所については、事業の実施  
までに必要な措置を講じること。(8) 事業  
の実施後、居住地域を中心に貯水池周辺の  
地盤水位及び地盤踏査等により第四紀層に変  
化しないことから、ダムサイトには数多く

な評価基準を設け、影響が確認された場合  
は、関係機関と協議を行い速やかに必要な  
措置を講じること。(9) 材料採取地、残土  
処分地及び工事用道路の安全性を確保する  
とともに、周辺環境の保全に努めること。  
また、跡地の環境修復に努めること。(10)  
事業の実施までに、竜仙峠の地形を調査  
し、現況の地形の改変を少なくする方法等  
を検討すること」とし、かなり詳細な安全  
面からの配慮を希望しており、震災後の平  
成七年三月の「国際文化公園都市モノレ  
ル計画に係る環境影響評価準備書(案)の検  
討結果報告書」では、「計画路線周辺の断  
層及び地震時の安全性」という項を設け  
て、「環境影響評価の対象項目ではないが、計  
画路線に係る環境影響評価準備書(案)の検  
討結果報告書」では、「計画路線周辺の断  
層及び地震時の安全性」という項を設け  
て、「環境影響評価の対象項目ではないが、計  
画路線は高架構造等で道路と併走してお  
り、地震時における乗客及び道路を走行す  
る自動車等への影響が懸念される。また、  
阪神大震災の経緯を踏まえ、モノレール構  
造物の耐震性等について、都市計画部局に  
見解及び資料の提供を求めた。(1) 断層  
準備書(案)図二一一三「表層地質図」に  
よると、計画路線が断層と交差または並行  
する箇所が存在するが、都市計画部局は  
「資料一地四」によると、大阪大学病院前一  
般国道一七一号までに二ヶ所、国文都市  
の西部地区に一ヶ所、計画路線と交差して  
いるようである。しかし、この図面が二〇  
万分の位置のスケールであるため、詳細の  
位置については不明確であり、詳細な調査  
が必要である。事業実施にあたっては、ボ  
リング調査等により、さらに詳細な地質  
状況が確認できることから、特に活断層へ  
の対応については、専門家の判断を得ながら  
、適切な構造と工法を選定し、工事を進  
める予定であるとしている。計画路線が断  
層と交差または並行する箇所においては、

建設工事の実施に伴う出水、また、地盤の安定性について懸念されるが、都市計画部局は、今後ボーリング調査等により、さらに詳細な地質状況が確認できることから、専門家の判断を得ながら、工事の実施にあたっては、出水、地盤の安定等に十分配慮した施工工法を講じるとしている。しかし、ながら、事業の実施にあたっては、国文都とともに、地震計の設置も含め、地震等に対する安全性の確保に努める必要がある。(2)

地震時の安全性 都市計画部局は、大阪モノレールについては、道路橋示方書(Ⅴ耐震設計編・日本道路協会)の考え方方に準拠し、耐震設計を行つております。設計震度は、水平震度  $K_{H1}=0.25$  または  $0.3$ 、鉛直震度  $K_{V1}=0$  としている。阪神大震災では、大阪モノレールに幸い大きな被害はなく、点検のため地震当日のみの運休となつた。なお、今回の地震により、耐震設計の見直しが建設省等で検討されているが、新しい耐震設計基準が定まつた場合、今後建設されるモノレール構造物には、新しい基準を適用するとともに、既存構造物の補強を図るなど、安全性の向上に努めていくことを要する問題であり、一事業者や地方自治体のみで対応することには限界があると考えられる。については、今後、道路の耐震設計についての国等の検討状況を注視し、その特性も踏まえ格段の配慮を行ふ必要があると言ふべきである。

る」とした後「以上の検討から、事業の実施にあたっては、以下の事項に配慮する必要がある」として「(1) 事業の実施にあたっては、以下の事項に配慮する必要がある」については、国文都市及び茨木箕面丘陵線の環境影響評価に係る本委員会の指摘事項を尊重し、国文都市及び茨木箕面丘陵線の事業者と十分協議を行い、環境保全対策に万全の方針を講じること。(2) 事業の実施にあたっては、国文都市及び茨木箕面丘陵線の事業者と十分に調整を図り、詳細な地質調査を実施し、その結果を踏まえ、施設の構造等を検討するとともに、地震計の設置を含め、地震等に対する安全性の確保に努めること。(3) 今後、道路の耐震設計についての国等の検討状況を注視し、その結果を踏まえ、地下構造区間及び既決区間も含め、十分な耐震性を持ったモノレール構造物を構築することはより、断層と交差・近接する区間については、地域の特性も踏まえ格段の配慮を行うこと」と注文をつけている。

(4) 安全権については、環境権にもしてこれを民事訴訟や行政事件訴訟における差止判決の法的根拠とすることには異がある。ただ、その憲法上の根拠を、述のように、「三条、あるいは、二五条「健康で文化的な生活を営む権利」」をすることは可能であろうし、少なくとも、それが國や地方公共団体における施策上の領となることについては、さして異論もいであろう。この点において、大阪市の環境基本条例は、このことを確認するとともに、さらに、安全権確保のための市の責を具体的に実施する環境基本計画の策定環境影響評価の実施を通して個別の具体的な市民の権利へと昇華せしめるものであることができよう。参考、原田尚彦「環境法九四頁以下」。

1995.6.20 (No. 1070)

ないかといった議論がなされよう。

(7) 不動産団体へのヒアリング調査では、① 賃貸物件の動向 賃貸物件の需要が北摂を中心に急増し、これらの地域にかぎってはストックがない状態であるが、あくまで一時的な需要であり、一年以内には元に戻ると考えられている。家賃の値上げについては、業界で監視・指導が行われており、道義的にむしろ値下げの動きさえみられる。② オフィスの需要 神戸でのオフィスビルの倒壊が多くたため、当面、神戸から大阪方面への代替需要が生じるが、大阪市内の空室にかなり余裕があることから、空室率の若干の解消にとどまる影響しかない。また、賃料の上昇はみられない。③ 分譲物件の動向 神戸市の復興計画の内容がまだ不透明であること、ローンを抱えた被災者が多いこと、また、引き続き地元で居住を続けたいという意向が多いことなどから、大阪府域への新たな物件購入の動きはみられない。供給側も、現在販売中(予定)の物件の補修等で新規供給の余裕はない。④ 土地の成約状況 近畿圏不動産流通機構の調査においても成約件数の増加はなく、業界に対するヒアリングでも新たな土地取得の動きはない。

事前確認申請後の分譲物件等の状況調査

(調査日平成七年二月七日—一〇日) 平成六年度に事前確認申請があつたもののうち、北大阪地域等の戸建住宅・分譲マンションの一月一七日を境とした前後の販売状況・販売価格・在庫戸数等を調査したところ、いすれの項目も震災の前後で変化はみられなかつた。また、震災以降、豊中市や吹田市で物件の有無等の問合せが増加しているが、成約には至っていないケースが多い。

不動産鑑定士へのアンケート調査 (調査時点平成七年二月一〇日) 震災の大阪府の地価に与える影響について事前審査会専門委員の不動産鑑定士にアンケート調査を実施した(四九人中四五人が回答)。四十五人中三一人が次の理由により震災が地価に与える影響はないと回答した。① 賃貸需要と土地需要は短期的なものである。② 神戸市民は地元志向が強いので、大阪府への買替需要の急増は考えられない。③ 現在の不動産市場は深刻で、震災特需が発生しても一時的なものであり、地価の上昇には基本的に経済の回復が必要である。また、影響ありと回答した者(一四人)のうちで、一部地域で上昇するとした者は八人、府内全域で上昇するとした者は二人、下落するとした者は二人であった。残り二人は影響はあるものの具体的にわからないとするものであった。

(まつしま・じゅんきち)

